

平成 25 年 2 月 12 日

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務のお知らせ

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成 24 年 12 月 4 日に施行されました。  
所管行政庁における計画の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うため、認定申請に先立ち、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務を開始致します。

### 1. 業務の内容

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる基準で、  
関係所管行政庁が定める区分における技術的審査

### 2. 業務区域

大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県の全域

### 3. 業務を行う申請範囲

一戸建ての住宅、共同住宅等の住戸の部分のみに係る申請

### 4. 技術的審査料金

戸あたりの延べ面積	料金（）内は税込金額をなります。
150 m <sup>2</sup> 以下	¥40,000（¥42,000）
150 m <sup>2</sup> 超	¥60,000（¥63,000）

- ・共同住宅等においては、上記料金 × 戸数 + 消費税となります。
- ・変更に係る技術的審査料金は、上記料金 × 1/2 + 消費税となります。
- ・上記料金にかかわらず、技術的審査が合理的に行えると判断されるものの料金は、別途相談に応じます。

### 5. 関係先リンク

低炭素建築物認定制度 関連情報（国土交通省）

技術講習会テキスト等（一般財団法人 住宅性能評価・表示協会）

認定基準に関する技術情報（独立行政法人 建築研究所）

### 6. お問い合わせ先

株式会社 オーネックス 本社 評価部 : 072-621-9280  
寝屋川支店 評価部 : 072-811-6000